大阪市高速電気軌道株式会社 旅客営業規則(別表1)に定める火薬類・可燃性液体等

品	大		小		適用除外の物品											
目番号	分類	中分 類	分類	危険品の品目	物品	重量、数量等										
			火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬 無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬 過塩素酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造ともの重量が 1 キログラム以内のもの										
				雷こう、その他の起爆 薬		_										
				硝安爆薬		_										
				塩素酸カリ爆薬		_										
				カーリット		_										
				その他の硝酸塩、塩素酸塩スは過塩素酸塩を 主とする爆薬	_											
				硝酸エステル		_										
	爆			ダイナマイト類		_										
1	発性の	火薬 類		ニトロ化合物とこれを 主とする爆薬												
	物		火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの										
				エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	実包	銃用実包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内(競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内)のもの
														空包	銃用空包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの
				信管												
				火管		_										
				導爆線		_										
				雷管又は火管付薬きょ う	銃用雷管付薬きょ う	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの										

		火薬又は爆薬を装てん した弾丸類		_
		星火を発する榴弾		_
		救命索発射器用ロケット		_
		煙火		_
		がん具煙火	がん具煙火(おも	
		競技用紙雷管(大形紙雷管を含む。)	ちゃ花火、発炎筒 *)、競技用紙雷 管及びその他のが ん具用軽火工品	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの
		導火線	導火線又は電気導	容器・荷造ともの重量が3キログラ
		電気導火線	火線	ム以内のもの
		その他の火工品		_
	その他			_
	_	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠*	│ - 容器・荷造ともの重量が2キログラ │
		ニトロセルローズ	ラッカースプレー *	ム以内のもの
		過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬*	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
	_	ジニトロベンゼン		_
	_	ジニトロナフタリン		_
	_	ジニトロトルエン		_
	_	ジニトロフェノール		_
その	_	ニトログリコール		_
他爆 発性	_	トリニトロベンゼン		_
の物	_	トリニトロトルエン		_
	_	ピクリン酸		_
	_	過酢酸		_
	_	メチルエチルケトン過 酸化物		_
	_	アジ化ナトリウム		_
	_	その他、労働安全衛生 法施行令(昭和47年政 令第318号)における 危険物「1. 爆発性の 物」に該当する品目		

			_	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造ともの重量が3キロ グラム以内のもの	
		マッチ	_	硫化リンマッチ		_	
			_	黄リンマッチ		_	
			_	セルロイド類	ペン、眼鏡*	実重量が300グラム以内のもの	
				金属カリウム		_	
				金属リチウム		_	
			_	金属ナトリウム(金属ソ ーダ)		_	
				カリウムアマルガム		_	
			_	ナトリウムアマルガム		_	
	発火			マグネシウム(粉状箔状 又はひも状のものに限 る。)		_	
2	性		_	アルミニウム粉		_	
	の 物	その他 発火性		マグネシウム粉及びアル ミニウム粉以外の金属粉		_	
		の物	_	黄リン		_	
			_	硫化リン		_	
			_	赤りん		_	
			_	リン化石灰		_	
				リン化カルシウム		_	
					ハイドロサルファイト (亜ニチオン酸ナトリウ ム)		
						カーバイド(炭化カルシ ウム)	
				その他の発火性の物及び 製品	油紙(刃物用包装紙等)*	容器・荷造ともの重量が5キロ グラム以内のもの	
			-	メタノール(メチルアル コール又は木精)	消毒用アルコー ル *		
			1	アセトン	ネイルリムーバ ー*		
	引火	可燃性		コロジオン	水絆創膏、角質 軟化剤*	2 リットル以内又は容器・荷造	
3	性の物	液体		ブタノール(ブチルアル コール)	希釈用アルコー ル*	ともの重量が2キログラム以内 のもの 	
			_	松根油	絵具用溶剤*		
			_	テレビン油(松精油)	絵具用溶剤*		
			_	エタノール	消毒用エタノー ル、除菌スプレ		

		- *	
	酢酸	食用酢酸、掃除 用酢酸、農業用 酢酸*	
	鉱油原油	皮膚の保護剤、 保湿剤、化粧品 (ローション、 クリーム等) *	
_	アルコール(変性アルコ ールを含む。)	酒類 *	
_	揮発油		_
	ソルベントナフタ		_
	コールタール軽油		_
	ベンゼン(ベンゾール)		_
_	トルエン(トルオール)		_
_	キシレン(キシロール又 はザイロール)		_
_	二硫化炭素		_
	酢酸ビニルモノマ		_
_	エーテル		_
_	クロロシラン		_
_	アセトアルデヒド		_
_	パラアルデヒド		_
_	ジエチルアルミニウム		_
_	モノメチルアミン		_
_	トリメチルアミンの水溶 液		_
_	ジメチルアミン		_
_	ピリジン		_
_	酢酸アルミ		_
_	酢酸エチル		_
_	酢酸メチル		
	義酸エチル		
_	プロピルアルコール		_
_	ビニルメチルエーテル		_
_	臭化エチル(エチルブロ マイド)		_
I	酢酸ブチル		
_	フーゼル油		_

			_	灯油 (石油)		_		
			_	軽油(ガス油)		_		
				重油(バンカー油、ディ ーゼル重油)		_		
			_	ガソリン		_		
			_	ニトロベンゼン (ニトロ ベンゾール)		_		
			_	ニトロトルエン (ニトロ トルオール)		_		
			_	エチルエーテル		_		
			_	酸化プロピレン		_		
			_	ノルマルヘキサン		_		
			_	エチレンオキシド		_		
			_	酢酸ノルマル-ペンチル		_		
			_	イソペンチルアルコール		_		
			_	メチルエチルケトン		_		
		その他	_	その他の引火性の物及び その製品	ペンキ*	2 リットル以内又は容器・荷造 ともの重量が 2 キログラム以内 のもの		
				酸素ガス	酸素ボンベ、酸素缶*	医療用又は携帯用酸素容器に封 入した酸素ガスで2本以内のも の		
						炭酸ガス(二酸化炭素)	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで 2本以内のもの
					炭酸ガスカート リッジ*			
				天然ガス	プロパンガス *			
	可 燃		圧	水素ガス	水素ガス吸入器 *	2 リットル以内又は容器・荷造		
4	性 の ボ	高圧ガ ス	圧縮ガ	窒素ガス	窒素ガスボンベ *	ともの重量が2キログラム以内 のもの		
	ガ ス		ス	オゾン	オゾン発生器*			
				ヘリウム	ヘリウムガス*			
				ネオンガス	ネオン管*			
				アセチレンガス		_		
				硫化水素ガス		_		
				一酸化炭素ガス		_		
				石炭ガス		_		
				水性ガス				
				空気ガス		_		

				アンモニアガス		_
				塩素ガス		_
				亜酸化窒素ガス(笑気ガ ス)		_
				ホスゲンガス	_	
				アルゴン		_
				エタン		_
				エチレン		_
				メタン		_
				その他の圧縮ガス及びそ の製品		_
				液体炭酸	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで 2本以内のもの
				液化プロパン	プロパンガス *	
				フレオン―12	エアゾール噴射 剤、エアコンガ ス *	
				フレオン―22	エアゾール噴射 剤、エアコンガ ス*	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
				ブタン	ライター、カセ ットガスボンベ *	
				液体空気		<u> </u>
			液 化	液体窒素		_
			ガ	液体酸素		_
			ス	液体アンモニア		
				液体塩素		_
				液体亜硫酸		_
				液化シアン化水素 (液体 青酸)		
				塩化エチル		_
				塩化メチル(メチルクロ ライド)	_	
				液化酸化エチレン		_
				塩化ビニルモノマ	_	
				液体メタン		_
				その他の液化ガス及びそ の製品		_
5	酸 化	塩素酸 塩類	_	塩素酸ナトリウム(塩素 酸ソーダ)		_

性		_	塩素酸カリウム		_
物		_	塩素酸バリウム(塩酸バ リウム)		_
			塩素酸カルシウム		_
		_	塩素酸ストロンチウム		_
		_	塩素酸アンモニウム		_
		_	その他の塩素酸塩類		_
			過塩素酸アンモニウム (過塩素酸アンモン)		_
	過塩素	_	過塩素酸カリウム		_
	酸塩類	_	過塩素酸ナトリウム		_
		_	その他の過塩素酸塩類		_
		_	過酸化ナトリウム(過酸 化ソーダ)		_
		_	過酸化カルシウム		_
	過酸化	_	過酸化マグネシウム		_
	物	_	過酸化バリウム		_
		_	過酸化亜鉛		_
		_	過酸化カリウム		_
		_	その他の無機過酸化物		_
		_	硝石(硝酸カリウム)	肥料*	容器・荷造ともの重量が2キロ グラム以内のもの
	硝酸塩 類	_	硝酸アンモニウム (硝酸 アンモン又は硝安)		_
		_	硝酸ナトリウム		_
		_	その他の硝酸塩類		_
	亜塩素 酸塩類	_	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤*	密閉した容器に収納し、かつ、 破損するおそれのないよう荷造 した0.5リットル以内のもの
		_	その他の亜塩素酸塩類		_
		_	晒粉(次亜塩素酸カルシ ウム)		_
	次亜塩 素酸塩 類	_	その他の次亜塩素酸塩類	漂白剤*	密閉した容器に収納し、かつ、 破損するおそれのないように荷 造しているもので、液体は1リ ットル以内、固体は重量が0.5キ ログラム以内のもの
	その他	_	過硫酸アンモニウム		
	酸化性		過硫酸カリウム		_
	の物	_	過硫酸ナトリウム		_

			_	三酸化クローム(無水クロム酸)		_							
				その他の酸化性の物及び 製品		_							
6	放射性の物	放射性 物質等	-	放射性同位元素等並びに 核原料物質、核燃料物質 及びこれらに汚染された もの		_							
			_	硫酸	バッテリー液*	密閉した容器に収納し、かつ、							
				塩酸	トイレ用強力洗 浄剤*	破損するおそれのないよう荷造 した0.5リットル以内のもの							
				硝酸		_							
			_	塩化スルホン酸(塩化ス ルフリルを含む。)		_							
			_	沸化水素酸		_							
			_	硫酸ジメチル (ジメチル 硫酸)	_								
		毒物・劇物	_	フェロシリコン	_								
			_	塩化硫黄 — — —		_							
			_	クロルピクリン	_								
				四エチル鉛		_							
	そ		_	クロロホルム		_							
	の 他						臭素 (ブロム)		_				
7	危									_	ホルマリン		_
	険 物								-	その他、毒物及び劇物取 締法(昭和25年法律第303 号)で指定されている毒 物及び劇物		—	
								その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品(薬液を入れた鉛蓄電池など)	バッテリー*	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固 な木箱に入れ、かつ、端子が外 部に露出しないように荷造した もの			
			_	硫黄剤									
			_	除虫菊剤									
			_	燐剤	曲本正体法。								
		農薬	_	DN剤	農薬取締法の適 用を受ける農薬	拡散用高圧容器に封入した農薬 で2本以内のもの							
			_	燻蒸剤									
				殺鼠剤									
			_	除草剤									

		_	展着剤		
			銅剤		
		_	水銀剤		
		_	ホルマリン剤		
			ジネブ剤		
		_	石灰剤		
		_	砒素剤		
		1	ニコチン剤		
		1	デリス剤		
		1	BHC剤		
		1	DDT剤		
		-	鉱油剤		
		_	その他、農薬取締法(昭 和23年法律第82号)の適 用を受けるもの		
-		_	生石灰(酸化カルシウ ム)	乾燥剤*	破損するおそれのない容器に密 閉した 1 個の重量が20キログラ ム以内のもの
	その他	_	塩化アセトフェノン (ク ロルアセトフェノン)	催涙スプレー*	容器・荷造ともの重量が3キロ グラム以内のもの
	危険物	_	低温焼成ドロマイト		_
			塩化リン		_
		_	臭化ベンジル		_
		_	四塩化チタン		_

- (注1)「適用除外の物品」欄中「物品」欄に*印が記載されているものは、日常の用途に使用する 小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。
- (注2) 農薬取締法の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。
- (注3) 危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないよう適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。